

(供述調書等様式用紙)

被疑者弁解録取状況報告書	
令和2年3月25日	
警視庁公安部外事第一課長	
司法警察員警視	■■■■ 殿
警視庁公安部外事第一課	
司法警察員警部補	
被疑会社大川原化工機株式会社ほか3名に対する外国為替及び外国貿易法違反(無許可輸出)被疑事件につき、令和2年3月11日、被疑者島田順司の弁解を録取した状況は、下記のとおりであるから報告する。	
記	
1	被疑者人定
	本 籍 ■■■■
	住 居 ■■■■
	職 業 会社役員(大川原化工機株式会社取締役)
	氏 名 島田 順司 (しまだ じゅんじ)
	生年月日 ■■■■
2	弁解録取日時
	令和2年3月11日午後1時57分頃
3	弁解録取場所
	警視庁公安部外事第一課
4	取調べ担当者等
	(1) 取調官
	警視庁公安部外事第一課

警 視 庁

(供述調査等継続用紙)

司法警察員警部補 [REDACTED]
(2) 立会補助者
警視庁公安部外事第一課
司法警察員巡査部長 [REDACTED]
5 弁解録取時の状況
(1) 本職が被疑者に逮捕状を提示して閲読させた後、供述自由権を告げ、弁解録取書別紙を閲読させながら、弁護人選任権や被疑者国選弁護制度を説明したところ、被疑者は「和田倉門法律事務所の高田弁護士を選任したいので連絡してください。」と申し立てた。
(2) 続いて本職が、逮捕状記載の被疑事実の要旨に対する弁解を被疑者から聴取し、弁解録取書を作成・印字し、その記載内容を読み聞かせた上、閲読させたところ、被疑者は弁解録取書をしばらく閲読した後、「はい。」と申し立て、同書の各葉欄外に指印した上、末尾に署名指印した。
(3) 本職は逮捕状等の捜査書類や持参した資料の整理を行っていたところ、被疑者が弁解録取書に署名・指印した約3分後、立会補助者が弁解録取書を回収しようとしたところ、被疑者がいきなり「ちょっと待ってください。やはり内容が違います。私が確認しないで署名してしまいました。この署名はなしにしてください。」と語気強く申し立てた。
本職が被疑者に「どこが違うんですか。」と問い質すと、被疑者は「私の言っていないことが入っているじゃないですか。たいして確認しないで署名してしまいました。社長、相嶋さんと『非該当で輸出する。』と決めたくてはあります。この内容では納得できません。この書類は処分なかつたことにしてください。」と申し立てた。

1. 指印 Administrator
→ 事実を読み聞かせていない。でも実務的にはやっていないからまあいいか。
←

5. 指印
→ 確認しないでという内容のことは言っていた。署名はなしにしてくださいとは言っていない。
←

6. 指印
→ 処分なんて言っていない。なかつたことには言っていた。更に、「私が言ったところは訂正してくれている」と思っていました。警察がまさかこんなことをするなんて...と言っている。これは確実に覚えている。
←

警 視 庁

(供述調査等継続用紙)

本職は、興奮する被疑者を落ち着かせるためもあり、「ちょっと待って
ください。」と言って取調室を退室し、別室にいた担当上司である当課司
法務寮員寮部 [] に現取調状況等について報告した。
(4) 数分後、本職が再度、取調室に入室し、被疑者から弁解を聴取したとこ
ろ、被疑者は「社長の <u>大川原正明</u> と現顧問の <u>相嶋輝夫</u> から指示された『非
該当で輸出する。』との方針に基づき」のこの部分を削れば納得できます。
後は、一字一句しっかり読んで、納得できなかつたら署名しませんから。」
と申し立てた。
本職が弁解録取書を訂正印字し、その内容を読み聞かせた後、閲覧させ
たところ、被疑者は「はい。これで大丈夫です。」と言いながら、弁解録
取書の各業欄外に指印した上、末尾に署名指印した。
その後、被疑者は本職に「 <u>先ほどの書類はなかつたこと</u> にするため、私
<u>の目の前で処分していただかないと納得できません。</u> 」と興奮気味に申し
立てたため、本職は被疑者を落ち着かせるため、被疑者の面前で最初に署
名・指印した弁解録取書を二つ折りにし、取調室の机の上に置いていた不要
文書用の茶箱に入れた。
(5) 取調べ終了後の同日、警視庁丸の内庁舎7階事務室において書類整理を
行った後、 <u>当該弁解録取書を不要文書用の茶箱に入れていることを失念し、</u>
<u>本職の過失により裁断機で裁断してしまったものである。</u>

警 視 庁

2: 指印 Administrator
→ どこまでを報告したのか？これだと、係長も署名指印をもらっていたことを知っていたと捉えられかねない。
←

3: 指印 Administrator
→ 「なかつたことにはしていただきたい」とは言ったが、処分して云々は言っていない。完全なる虚偽報告。例えこのようなことを申し向けられても、目の前で破壊することは公然と公文書毀棄を行ったということである。せめてもの救いは、破らなかつたということ。
ベストは「処分できないが、効力のないもの、あるいは誤ったものとしての報告書を作成のうえ、地検へ送る。」と説明することだったと思う。
←

4: 指印 Administrator
→ その弁録はどうするつもりであつたのか？新件時に送致するつもりであれば、その時点で誤廃棄に気付く。なぜ今頃の報告なのかという矛盾。
正直、折り曲げたときに「あっ」と思ったが、送致するならよし。送致するなら何も問題ないなとも思った。しかし、その後の折り曲げた弁録がどうなったのかは全く知らない。新件時に送られていないのだから、まだ持っているか、シュレッダーにかけたかだろうとは思つたが、いつどこで処分したかは、私は知るよしもない。
ただ、はっきり言っておけばよかつた。送致するんですよね？まづいですよ
てか、よくこんな報告書が作成できるよな。
どっちが犯罪者が分からん。
←